

高槻市自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関手引き

Ⅰ 指定自立支援医療（育成医療・更生医療）機関への指導について

○ 指定自立支援医療機関への指導について

自立支援医療の質の確保及び実施の適正化を図ることを目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、総合支援法という）第63条において、指定自立支援医療機関は、自立支援医療の実施に関し、指導を受けなければならない旨が規定されています。

（Ⅰ）高槻市における指定自立支援医療機関への指導の形態

ア 書面指導

自立支援医療機関の指定を継続するために、6年ごとに更新申請が必要ですが、その際に、自己点検票によるチェックを実施していただき、これを提出していただきます。自ら振り返りの機会をもっていただき、改める点があれば、速やかに改善してください。

イ 集団指導

Ⅰ年にⅠ回程度、制度変更や注意事項などについて情報共有を行います。

ウ 実地指導（「監査」ではありません。）

定期的に現地へ赴き、書類や実態の確認をします。また、定期的な実地指導の他、受給者等からの苦情の発出頻度や意見書等提出物の疑義の頻度、不正を疑う事案の発生等により、実施する場合があります。

☞ ご多忙な中、依頼することとなりますが、「指導」の目的についてご理解をいただき、円滑に進められるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 指定にかかる申請及び変更等の届出について

○ 申請及び届出

総合支援法第59条（指定）、第60条（指定の更新）、第64条（変更の届出）、第65条（辞退）において、指定自立支援医療機関としての指定申請、指定の更新及び指定内容に変更があった場合や、休止・再開・廃止・指定の辞退を行おうとする場合などには、届出をすることが義務付けられています。

各届出に必要な書類については、資料編を参照してください。なお、様式は障がい福祉課のホームページからダウンロードができます。

様式は、指定権者ごとに違います。高槻市に申請の際には、必ず、高槻市のホームページからダウンロードしたものをお使いください。

変更届については、承認通知等はいませんので、收受確認印が必要な場合は、控え用の変更届を作成し提出してください。郵送による提出時に、控えの返送が必要な場合は、宛先等の記入及び切手を貼付された返信用封筒を同封してください。

📌 **変更等の届出について、高槻市保健所もしくは福祉指導課への届出のみを済ませて、障がい福祉課への届出（総合支援法上の届出）を忘却されているケースが多発しています。**

根拠となる法律が異なるため、それぞれに届出する義務があります。

届出を忘却されますと、間違った情報を、市民等へお伝えすることとなってしまいます。くれぐれも遅延、忘却のないよう、よろしくお願いいたします。

(1) 新規申請

ア 申請

新たに、自立支援医療（育成医療・更生医療）の提供をしようとするときには、事前に指定申請が必要です。新規申請は、医療機関ごとに行います。

なお、病院・診療所にあつては、対象となる治療・診療ごとの申請が必要です。

イ 申請の時期

新規申請の場合、申請後、高槻市身体障がい者第2審査部会の審査を経て、指定を行います。審査部会は、概ね月に1回開催され、審査月の翌月1日付で指定を行います。毎月の締切日までに、障がい福祉課が補正の完了した書類（不備等の修正を完了したと認められたもの）を受理できるよう、ご準備ください。

申請締切日	毎月5日（閉庁日の場合は、翌開庁日）
審査部会（審査）	15日～25日
指定日	翌月1日付

(2) 変更届・変更申請

現在の指定内容に変更が生じた場合、変更後30日以内に変更届を提出する必要があります。30日を超えた場合は、「遅延理由書」（任意の様式）にて、遅延理由をご説明ください。

なお、下記の場合は、変更であっても新規申請と同様に審査部会の審査が必要となります。変更することが決まった後、速やかに申請してください。

（審査部会の開催スケジュールは上記（1）ーイのとおり）

【審査の必要な変更内容】

- ① 所在地（訪問看護ステーションは除く）・設備等の変更・調剤のために必要な設備及び施設の概要
- ② 病院・診療所にあつては、当該指定診療に係る「主たる医師・歯科医師」の変更
- ③ 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及びその収容定員

(3) 更新申請

6年に1度必要な手続きです。時期が近づきましたら、障がい福祉課より更新の案内を送付します。案内する提出期限を遵守し、更新申請を行ってください。

期限までに、更新申請がされない場合は、更新の意思がないものとみなし、期限満了をもって、その指定の効力を失います。

(4) 休止・再開・廃止・辞退の届

ア 休止届・再開届

一時的に、指定を受けている医療機関が受給者の受け入れを止める場合には、休止する 30 日前までに、休止届の提出が必要です。

なお、休止する際に、現に受給者が利用している場合は、受給者に対する説明及び代替の医療機関の紹介やあっせんなど、受給者が円滑に自立支援医療（育成医療・更生医療）を継続して受けることができるよう配慮してください。

また、受診者が医療機関変更申請を行う場合は、受給者に対し、必要な書類（医療機関変更のための意見書等）も忘れずに交付してください。

休止していた医療機関が、再開する場合にも事前に再開届の提出をお願いします。

㊦ 休止期間は、概ね 6 か月～1 年程度です。
再開の見込みがない場合は、「辞退届」を提出してください。

イ 廃止届

指定医療機関を廃業する場合に、廃業する 30 日前までに、廃止届の提出が必要です。

なお、廃止する際に、現に受給者が利用している場合は、受給者に対する説明及び代替の医療機関の紹介やあっせんなど、受給者が円滑に自立支援医療（育成医療・更生医療）を継続して受けることができるよう配慮してください。

また、受診者が医療機関変更申請を行う場合は、受給者に対し、必要な書類（医療機関変更のための意見書等）も忘れずに交付してください。

ウ 辞退届

現に運営している事業を廃業するのではなく、受給者の受け入れをやめる場合に、その 30 日前までに辞退届の提出が必要です。

なお、辞退する際に、現に受給者が利用している場合は、受給者に対する説明及び代替の医療機関の紹介やあっせんなど、受給者が円滑に自立支援医療（育成医療・更生医療）を継続して受けることができるよう配慮してください。

3 自立支援医療（育成医療・更生医療）を受給するために必要な手続き、及び請求に関することについて

- 自立支援医療を受けようとする患者・利用者が、必要な手続きについて、以下の事項にご留意いただくとともに、円滑に支給決定ができるようご協力ください。
- 自立支援医療（育成医療・更生医療）の新規・継続の支給決定をした場合、病院・診療所あてにも通知をいたしますが、受給者証の確認も併せて行ってください。
また、病院・診療所の変更や自己負担上限月額が変更された場合などについても、病院・診療所あてに通知いたしますので、ご確認ください。
薬局・訪問看護ステーション宛ての通知は、行っていませんので、受給者が自立支援医療を受けようとする際には必ず受給者証をご確認ください。

（1）手続きに関する留意事項

ア 相談

医療機関において、自立支援医療（育成医療・更生医療）制度のご案内を行っていた際には、ご案内後早めに市役所まで必要書類（意見書や費用明細書等）を取りに行っていただくようお声掛けいただきますようお願いいたします。

障がい福祉課においては、必要書類を取りに来られた際、当該制度の対象者に該当するかを判断するために所得確認等を行っています。このご相談を次項「イ 事前申請」中の事前相談とします。

イ 事前申請

自立支援医療（育成医療・更生医療）は、**原則事前申請**が必要です。

緊急手術等で事前申請が難しい場合は、必ず、医療機関もしくはご本人かご家族から、障がい福祉課へ事前の相談（電話可）をお願いします。事前相談もなく、事後申請されることにより、自立支援医療の決定ができない期間が生じてしまい、受給者にご負担をかけてしまうケースが散見されますので、ご注意ください。

ウ 書類の不備等

誤記載・記載漏れが散見されます。受給者にお渡しする前、もしくは送付前に今一度ご確認ください。

【書類の不備等が多い項目】

①意見書

- ・医療機関名・所在地の記載漏れ
- ・指定されている主たる医師、もしくは作成した医師の氏名の記載漏れ
- ・自立支援医療適用開始日の記載漏れ
- ・自立支援医療適用開始日が意見書作成日より前の日付になっている
- ・提供しようとする自立支援医療の治療内容（施術名等）の記載漏れ

②費用明細表

- ・合計欄の計算間違い
- ・入院、通院の計上月数が意見書記載内容と不一致

- ㊦ 身体障がい者手帳と同時申請の場合、手帳の診断書及び自立支援医療の意見書の両方が自立支援医療適用日以前である必要があります。
- ㊦ 申請書を受理してから決定まで、意見書・診断書等に疑義がなかった場合でも、概ね4～5週間かかります。

(2) 請求に関する留意事項

ア 受給者証の確認

受給者証に記載されていない医療機関から請求がされるケースが散見されます。

受給者が自立支援医療を受けようとする際には、必ず受給者証をご確認ください。

特に、薬局を変更されたときの、変更申請漏れや、変更申請後受給者証が交付されるまでの間に調剤される場合など、イレギュラーなケースも考えられますのでご注意ください。

イ 自立支援医療（育成医療・更生医療）以外の請求

自立支援医療として請求できる内容は、受給者証に記載された医療に関するもののみです。同じ診療科でも、別の要因での検査料や、受給者証に記載されていない医療や病院から処方された薬を自立支援医療として請求されるケースが散見されます。

請求取り下げや再請求などの事務をご負担いただくことにもなりますので、十分にご留意ください。

ウ 特定疾病併用者についての請求

特定疾病療養受療証交付対象者について、特定疾病制度の適用がされず、自立支援医療費の請求となっている指定自立支援医療機関が散見されます。

当市へ特定疾病療養受療証の提示があった対象者については、自立支援医療受給者証の「特定疾病療養受療証」の欄が「有」となっています。該当者については、指定自立支援医療機関におかれましても特定疾病療養受療証の提示を求めている、特定疾病制度を適用していただきますようお願いいたします。審査内容によっては、返戻させていただく可能性があります。

エ 重度障がい者医療証交付対象者について

自立支援医療対象者であり、重度障がい者医療証が交付されている対象者について、対象者へ自立支援医療の制度のご案内がされていない指定自立支援医療機関が散見されます。

ご案内後、対象者が申請されない場合がありますが、基本的には自立支援医療が優先となるため、対象者へはご案内及び申請勧奨していただきますようご協力をお願いいたします。

資 料 編

資料Ⅰ 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(指定自立支援医療機関の義務)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第2号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

(診療の拒否の禁止)

第2条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第3条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第54条第3項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

(診療時間)

第4条 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めたとき、又は受診者に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第6条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第7条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第8条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第9条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村に通知しなければならない。

- 1 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 2 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第10条 指定自立支援医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第11条 指定自立支援医療機関である薬局にあっては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

資料2 指定にかかる申請及び変更等の届出に必要な書類確認表

(1) 新規申請、変更等に必要な書類

○病院・診療所【新規指定・指定内容変更必要書類一覧】

	誓約書（病院又は診療所、薬局） 審査項目一覧表 臨床実験証明書等 研究内容に関する証明書 平面図（様式1の5に記載された設備の設置場所が確認できるもの） 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要 身体障害者福祉法第15条の指定を受けている場合は、指定医師の指定通知書の写し 専門分野の学会専門医、認定医、指導医師等の認定証の写し 主として担当する医師（歯科医師）の医師（歯科医師）免許証の写し 業績目録 経歴書（主として担当する医師・歯科医師） 指定内容変更届出書（病院又は診療所） 指定申請書（病院又は診療所）												
様式番号	1-1	2	1-2	1-3 1-4				1-5		1-6	別表	1-7	7-1
新規指定	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主として担当する医師又は 歯科医師の変更		○	○	○	○	○	○			○	○	○	
病院又は診療所の名称変更		○											
病院又は診療所の 所在地変更		○						○	○			○	
開設者の住所及び氏名又は 名称変更		○											○
標榜している診療科目（指定 自立支援医療と関係あるもの） の変更（*1）		○											
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名の変更（*2）		○											
自立支援医療を行うために 必要な設備の概要変更		○						○	○			○	
患者を収容する施設の有無 及びその収容定員の変更 （診療所の場合）								○	○			○	

*1 標榜科の新旧対照表を添付してください。

*2 「医師又は歯科医師の氏名が変更」になった場合、病院・診療所代表者名により氏名が変更になったことの証明書を添付してください。

○病院・診療所【別表：臨床実績証明書等】

該当する医療	様 式 名	様式番号
腎臓	人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書	1-8
腎移植	腎移植症例証明書	1-9
小腸	中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書	1-10
心臓移植術後の 抗免疫療法	心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 【主たる医師】	1-11
心臓移植術後の 抗免疫療法	心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 【連携機関の医師】	1-12
肝臓移植術後の 抗免疫療法	肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 【主たる医師】	1-13
肝臓移植術後の 抗免疫療法	肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 【連携機関の医師】	1-14

○薬局【新規指定・指定内容変更必要書類一覧】

	指定申請書（薬局）	指定内容変更届出書（薬局）	経歴書	薬剤師免許証の写し	薬局開設許可証の写し	調剤のために必要な設備及び施設の概要	平面図（様式3の3に記載された設備の設置場所が確認できるもの）	審査項目一覧表（薬局）	誓約書（病院又は診療所、薬局）
様式番号	3-1	4	3-2			3-3		3-4	7-1
新規指定	○		○	○	○	○	○	○	○
管理薬剤師の変更		○	○	○	○			○	
薬局の所在地の変更		○				○	○		
開設者の住所及び氏名又は 名称変更		○							○
管理薬剤師の氏名の変更（*1）		○							
調剤のために必要な設備の概要変更		○				○	○	○	

*1 「管理薬剤師の氏名が変更」になった場合、薬局代表者名により氏名が変更になったことの証明書を添付してください。

○訪問看護【新規指定・指定内容変更必要書類一覧】

	指定申請書（訪問看護）	指定内容変更届出書（訪問看護）	職員の定数等	職員の免許証の写し	審査項目一覧表（訪問看護）	誓約書
様式番号	5-1	6	5-2		5-3	7-2
新規指定	○		○	○	○	○
指定訪問看護ステーション等の名称又は主たる事務所の所在地の変更		○				
指定居宅サービス事業者等の名称又は所在地の変更		○				
代表者の住所及び氏名の変更		○				○
訪問看護ステーション等における指定訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに従事する職員の定数の変更		○	○		○	

* 介護保険法上の指定に関して、「指定通知書」あるいは、「指定申請書（健康福祉部福祉指導課の収受印があるもの）」のそれぞれ写しを提出いただく場合があります。

○指定の更新に必要な書類

	更新申請書（病院・診療所）	更新申請書（薬局）	更新申請書（訪問看護）	自己点検票（病院・診療所用）	自己点検票（薬局用）	自己点検票（訪問看護）	誓約書（病院・診療所、薬局）	誓約書（訪問看護）
様式番号	8	9	10				7-1	7-2
病院・診療所	○			○			○	
薬局		○			○		○	
訪問看護			○			○		○

○休止・再開・廃止・辞退の届出に必要な書類

	指定辞退の申出書（訪問看護） 指定辞退の申出書（病院・診療所、薬局） 休止・再開・廃止届出書（訪問看護） 休止・再開・廃止届出書（病院・診療所、薬局）			
様式番号	11-1	11-2	12-1	12-2
病院・診療所	○		○	
薬局	○		○	
訪問看護		○		○

* 30 日前までに提出する必要があります。